

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第560号

2013年（平成25年）6月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
(答申)

2013年（平成25年）5月27日付けで諮問（第560号）された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより、認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供すること及び条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについて包括的に取扱う理由は、認められない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため、市民窓口センターで保有する住民基本台帳カード交付申請書等の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員に住民基本台帳カード交付申請書等の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規

定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 住民基本台帳カード交付申請書等情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

住民基本台帳カードの交付の有無，交付している場合は，次の事項

住民基本台帳カード交付・再交付申請書の複写

住所（電話番号含む）・フリガナ・氏名（申請印含む）・生年月日・性別・希望する住基カードの様式・顔写真・代理人住所・代理人氏名・住民基本台帳カード受領欄記載氏名

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられていることから，捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県茅ヶ崎警察署に問い合わせたところ，「捜査内容の詳細については回答できないが，当署において逮捕状を用意している大麻取締法違反事件の被疑者であり本人確認のために顔写真が必要であることから住民基本台帳カードの交付申請書により確認する必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，住民基本台帳カードの交付に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

また、今後刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により目的外提供を求められ、住民基本台帳カードの交付の事実が無い場合のみ、審議会への諮問の手続きを個々に経る事なく回答できる包括的な取扱いをさせていただきたく、併せて諮問するものである。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

また、本人通知についても、住民基本台帳カードの交付の事実が無い場合で当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認できた場合のみ、今後審議会への諮問の手続きを個々に経る事なく省略できる包括的な取扱いをさせていただきたく、併せて諮問するものである。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 住民基本台帳カード交付・再交付申請書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において逮捕状を用意している大麻取締法違反事件の被疑者であり本人確認のために顔写真が必要であることから住民基本台帳カードの交付申請書により確認する必要がある。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、住民基本台帳カードの交付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

ただし、住民基本台帳カード交付申請書等の情報のうち、提供する情報については、再度照会者に必要な範囲を確認し、限定すること。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

て

個人情報をも目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，実施機関では，本件の目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると，目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することに係る包括的な取扱いについて

ア 目的外に提供することに係る包括的な取扱いについて

実施機関では，今後本件と同様の照会を受けた際に，住民基本台帳カードの交付の事実がない場合，住民基本台帳カードの交付に関する情報を目的外に提供することについて包括的な取扱いをしたいとのことであるが，本件と同様の照会について，これまで当審議会に対して諮問されたことはほとんどなく，当審議会としては，包括的な取扱いの是非について，現段階では判断し難い。

よって本件と同様の照会については，個別に諮問されるべきであり，包括的な取扱いをすることは，認められない。

イ 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することに係る包括的な取扱いについて

(3)アで前述したとおり，今後，本件と同様の照会があった場合の目的外に提供することに係る包括的な取扱いが認められない以上，目的外に提供することに伴う本人通知の省略については，判断する必要がない。

以 上